

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 1 月 29 日 (金曜日) 定期 第 176 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三六三円 (消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

目次	ページ
〇規則	
母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則(福祉子どもらい・子ども家庭課)	39
神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則(健康医療・医療課)	41
〇告示	
県議会定例会の招集(政策・総務室)	43
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出(環境農政・水産課)	43
県民歯科保健実態調査の実施の一部改正(健康医療・健康増進課)	44
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定の失効(健康医療・薬務課)	44
建築基準法による道路の位置の変更(県土整備・建築指導課)	45
〇訓令	
神奈川県出納職員公印規程の一部を改正する規程(会計・指導課)	45

〇教育委員会告示	
神奈川県指定重要文化財の指定解除(教委・文化遺産課)	45
〇監査委員公表	
監査の結果により講じた措置について	45
〇公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(政策・NPO協働推進課)	46
特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(政策・NPO協働推進課)	47
環境影響評価条例による事業者からの対象事業の完了届出(環境農政・環境計画課)	47
都市計画の図書の写しの縦覧(5件)(県土整備・都市計画課)	47
都市計画公聴会規則による公聴会の中止(県土整備・都市計画課)	48
地籍調査の成果の認証(県土整備・技術管理課)	48
土地区画整理事業の換地処分(県土整備・都市整備課)	48
開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)	48

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL: <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 7 号

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(昭和40年神奈川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条第1項第1号中「(第22号様式)」を「(第23号様式)」に改め、同項第2号中「(第23号様式)」を「(第24号様式)」に改め、同項第3号中「(第24号様式)」を「(第25号様式)」に改め、同項第4号中「(第25号様式)」を「(第26号様式)」に改め、同項第5号中「(第26号様式)」を「(第27号様式)」に改め、同項第6号中「(第27号様式)」を「(第28号様式)」に改め、同項第7号中「(第28号様式)」を「(第29号様式)」に改め、同項第8号中「(第29号様式)」を「(第30号様式)」に改め、同項第9号中「(第30号様式)」

を「(第31号様式)」に改め、同条第2項中「(第31号様式)」を「(第32号様式)」に改め、同条第3項中「(第32号様式)」を「(第33号様式)」に改め、同条を第19条とする。

第17条中「(第21号様式)」を「(第22号様式)」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「(第19号様式)」を「(第20号様式)」に改め、同条第2項中「(第20号様式)」を「(第21号様式)」に改め、同条を第17条とする。

第15条第1項中「(第17号様式)」を「(第18号様式)」に改め、同条第2項中「(第18号様式)」を「(第19号様式)」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「(第15号様式)」を「(第16号様式)」に改め、同条第2項中「(第16号様式)」を「(第17号様式)」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「(第13号様式)」を「(第14号様式)」に改め、同条第2項中「(第14号様式)」を「(第15号様式)」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「(第12号様式)」を「(第13号様式)」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「(第11号様式)」を「(第12号様式)」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(大学等修学支援決定の届出)

この公報は再生紙を使用しています

<p>第11条 修学資金若しくは就学支度資金の貸付けを受けている者又はその連帯保証人は、当該資金により修学し、又は入学する者が政令第7条第3号ロに規定する大学等修学支援を受けることとなったときは、速やかに大学等修学支援決定届（第11号様式）により知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>第32号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第33号様式とする。</p> <p>第31号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第32号様式とする。</p> <p>第30号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第31号様式とする。</p> <p>第29号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第30号様式とする。</p> <p>第28号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第29号様式とする。</p> <p>第27号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第28号様式とする。</p> <p>第26号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第27号様式とする。</p> <p>第25号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第26号様式とする。</p> <p>第24号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第25号様式とする。</p> <p>第23号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第24号様式とする。</p> <p>第22号様式中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第23号様式とする。</p> <p>第21号様式（表）中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式（裏）中「10.73パーセント」を「10.75パーセント」に改め、同様式を第22号様式とする。</p> <p>第20号様式中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を第21号様式とする。</p> <p>第19号様式中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を第20号様式とする。</p> <p>第18号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を第19号様式とする。</p> <p>第17号様式（表）中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を第18号様式とする。</p> <p>第16号様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を第17号様式とする。</p> <p>第15号様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を第16号様式とする。</p> <p>第14号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を第15号様式とする。</p> <p>第13号様式（表）中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を第14号様式とする。</p> <p>第12号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を第13号様式とする。</p> <p>第11号様式中「(第11条、第18条関係)」を「(第12条、第19条関係)」に改め、同様式を第12号様式とし、第10号様式の次に次の1</p>	様式を加える。
---	---------

第11号様式 (第11条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

大学等修学支援決定届

年 月 日

神奈川県知事 殿

届出者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名 ㊞
電話番号

次のとおり大学等修学支援を受けることが決定したので、届け出ます。

資 金 の 種 類	資 金 コ ー ド	貸 付 番 号	貸 付 決 定 額	現 在 ま で に 貸 付 け を 受 け た 金 額
資金			円	円
借 受 者 氏 名			連 帯 債 務 者 氏 名	
授 業 料 等 減 免 を 受 け た 額		円	授 業 料 等 減 免 を 受 け た 日	年 月 日
学 資 支 給 金 (給 付 型 奨 学 金)	月 額	円	学 資 支 給 を 受 け 始 め た 日	年 月 日
償 還 を 希 望 す る 年 月			年 月	

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。
(事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年神奈川県規則第39号)の一部を次のように改正する。
別表20の8の項(1)中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項(2)中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改める。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第8号

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則(平成22年神奈川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

- 第2条第3項中「第2条第2号」を「第2条第5号」に改める。
- 第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。
- 第13条第1項中「(第8号様式)」を「(第9号様式)」に、「(第9号様式)」を「(第10号様式)」に改め、同条第2項中「(第10号様式)」を「(第11号様式)」に改め、同条第4項中「(第11号様式)」を「(第12号様式)」に、「(第12号様式)」を「(第13号様式)」に改

め、同項第1号中「臨床研修(条例第10条第1項第1号アに規定するところにより決定した医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。))」を「特定臨床研修」に改め、同項第2号中「臨床研修」を「特定臨床研修」に改め、同項第3号中「条例第10条第1項第1号に規定する」及び「(以下「特定医師業務」という。))」を削り、同条を第14条とする。

第12条第1項中「(第7号様式)」を「(第8号様式)」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「(第6号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第10条とする。

- (2) 選択したキャリア形成プログラムの診療科に係る医学の修得を目的として、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院若しくはこれに相当する教育を行うと認められる課程を置く教育機関に修学し、又は医療機関等に勤務したこと。

第8条第2項中「(第5号様式)」を「(第6号様式)」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「(第4号様式)」を「(第5号様式)」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(キャリア形成プログラムの選択)

第7条 修学生及び修学資金の貸付けを受けた者は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33の13第1項に規定するキャリア形成プログラムを選択し、又は変更するときは、地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム選択(変更)

書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

第12号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を第13号様式とする。

第11号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を第12号様式とする。

第10号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を第11号様式とする。

第9号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を第10号様式とする。

第8号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を第9号様式とする。

第7号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を第7号様式とする。

第5号様式中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を第6号様式とする。

第4号様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を第5号様式とし、第3号様式の次に次の1様式を加える。

第 4 号様式 (第 7 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム選択 (変更) 書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日

私は、次のとおりキャリア形成プログラムを選択 (変更) します。

選択するキャリア形成プログラム名	
------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第17号

令和 3 年 2 月 10 日に、神奈川県議会定例会を神奈川県庁に招集する。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第18号

漁船損害等補償法施行令 (昭和 27 年政令第 68 号) 第 5 条第 1 項の規定により、1 のとおり漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号) 第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書は、令和 3 年 1 月 29 日から同年 2 月 12 日までの間、2 の場所に備え置いて縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出事項

加 入 区	発起人の住所及び氏名	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
横須賀加入区	横須賀市安浦町 2 - 21 齊藤 浩昌 同 田戸台 19 柴崎 弥春 同 安浦町 3 - 16 栗山 義幸	横須賀市東部漁業協同組合
走水大津加入区	横須賀市走水 1 - 3 の 1 長塚 博久 同 走水 2 - 10 の 2 青木 教至	同

鴨居加入区	横須賀市小原台 39 の 15 小柴 勇 同 鴨居 2 - 26 の 14 石川 澄夫	同
浦賀久比里加入区	横須賀市西浦賀 4 - 5 の 9 小菅 君明 同 長瀬 1 - 11 の 13 臼井 邦明	同
久里浜加入区	横須賀市久里浜 8 - 7 の 17 榎本 新一 同 久里浜 8 - 4 の 6 北島 秀司	同
北下浦加入区	横須賀市津久井 2 - 4 の 14 岩崎 一郎 同 野比 2 - 29 の 12 石井 光一	同
長井町加入区	横須賀市長井 5 - 23 の 15 龍崎 義信 同 長井 5 - 34 の 2 鈴木 直樹 同 長井 6 - 10 の 5 山田 芳樹	長井町漁業協同組合
初声加入区	三浦市初声町三戸 2, 572 山崎 照彦 同 2, 449 有限会社民宿はら	三和漁業協同組合
上宮田加入区	三浦市南下浦町上宮田 1, 086 吉田 一博 同 540 吉田 貴広	同
城ヶ島加入区	三浦市三崎町城ヶ島 466 の 22 池田 勝三郎 同 658 の 80 石橋 英樹	同
葉山町加入区	三浦郡葉山町堀内 205 飯田 實 同 344 小峰 徹	葉山町漁業協同組合
小坪加入区	逗子市小坪 1 - 26 の 24 一柳 道男 同 小坪 4 - 9 の 5 篠田 勉 同 小坪 4 - 7 の 14 の 101 大東 一浩	小坪漁業協同組合

鎌倉加入区	鎌倉市坂ノ下5の1 原 実 同 21の8 安齊 大輔	鎌倉漁業協同組合
腰越加入区	鎌倉市腰越2-30の28 鈴木 猛 同 腰越2-7の6 金子 正和	腰越漁業協同組合
江の島片瀬加入区	藤沢市片瀬海岸2-20の25 有限会社萬司郎 同 片瀬海岸2-20の25 有限会社島さち丸	江の島片瀬漁業協同組合
藤沢市加入区	藤沢市辻堂元町3-9の24 曾我 喜一 同 鶴沼海岸7-17の14の1 田村 信泰	藤沢市漁業協同組合
茅ヶ崎市加入区	茅ヶ崎市南湖4-23の20 有限会社沖右エ門丸 同 南湖6-18の6 有限会社ちがさき丸	茅ヶ崎市漁業協同組合
平塚市加入区	平塚市札幌町45の6 株式会社日海丸 同 千石河岸53の7 杉山 武	平塚市漁業協同組合
小田原・前川加入区	小田原市早川1-3の7 久保田 源太郎 同 本町3-8の7 鈴木 喜一 同 国府津3-14の15 和田 博行	小田原市漁業協同組合
真鶴町加入区	足柄下郡真鶴町真鶴336の3 齋藤 千章 同 445の11 青木 一隆 同 894の30 山口 満	真鶴町漁業協同組合
福浦加入区	足柄下郡湯河原町吉浜740の12 木村 呼郎 同 福浦221の2 前原 雅広	福浦漁業協同組合

小坪加入区	逗子市小坪5-20の4 小坪漁業協同組合事務所
鎌倉加入区	鎌倉市坂ノ下32の13 鎌倉漁業協同組合事務所
腰越加入区	鎌倉市腰越2-9の1 腰越漁業協同組合事務所
江の島片瀬加入区	藤沢市片瀬海岸2-20の25 江の島片瀬漁業協同組合事務所
藤沢市加入区	藤沢市辻堂東海岸4-3の21 藤沢市漁業協同組合事務所
茅ヶ崎市加入区	茅ヶ崎市南湖6-18の1 茅ヶ崎市漁業協同組合事務所
平塚市加入区	平塚市千石河岸28の13 平塚市漁業協同組合事務所
小田原・前川加入区	小田原市早川1-10の1 小田原市漁業協同組合事務所
真鶴町加入区	足柄下郡真鶴町真鶴685の1 真鶴町漁業協同組合事務所
福浦加入区	足柄下郡湯河原町福浦495 福浦漁業協同組合事務所

神奈川県告示第19号

県民歯科保健実態調査の実施（令和2年神奈川県告示第324号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

5(3)中「令和3年1月31日まで」を「令和3年3月26日まで」に改める。

神奈川県告示第20号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定は、次のとおり効力を失う。

令和3年1月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類（通称名 5F-EDMB-PINACA）
- (2) 化学名 メチル=[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類（通称名 AMB-FUBICA、MMB-FUBICA）
- (3) 化学名 (8R)-1-(シクロプロパンカルボニル)-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類（通称名 1cP-LSD）
- (4) 化学名 メチル=3-メチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]

2 指定漁船調書の縦覧の場所

加入区	縦 覧 の 場 所
横須賀加入区	横須賀市平成町3-4 横須賀市東部漁業協同組合横須賀支所事務所
走水大津加入区	横須賀市走水2-698の4 横須賀市東部漁業協同組合走水大津支所事務所
鴨居加入区	横須賀市鴨居2-31の7 横須賀市東部漁業協同組合鴨居支所事務所
浦賀久比里加入区	横須賀市久比里2-6の10 横須賀市東部漁業協同組合浦賀久比里支所事務所
久里浜加入区	横須賀市久里浜8-9の5 横須賀市東部漁業協同組合久里浜支所事務所
北下浦加入区	横須賀市久比里2-6の10 横須賀市東部漁業協同組合浦賀久比里支所事務所
長井町加入区	横須賀市長井5-24の6 長井町漁業協同組合事務所
初声加入区	三浦市初声町三戸1,090の3 三和漁業協同組合初声支所事務所
上宮田加入区	三浦市南下浦町上宮田540 三和漁業協同組合上宮田支所事務所
城ヶ島加入区	三浦市三崎町城ヶ島500の28 三和漁業協同組合城ヶ島支所事務所
葉山町加入区	三浦郡葉山町堀内50の20 葉山町漁業協同組合事務所

ブタノアート及びその塩類（通称名 MMB-022、AMB-4en-PICA、MMB-4en-PICA）

2 失効の理由

1 の知事指定薬物が神奈川県薬物濫用防止条例第 2 条第 6 号

に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

令和 3 年 2 月 1 日

神奈川県告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、昭和48年 5 月 21 日平建第 6 -88号で指定した道路の位置を次のとおり変更した。

なお、当該道路に係る関係図面は、神奈川県平塚土木事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変 更 年 月 日	変 更 番 号	変 更 し た 道 路 の 位 置	延 長	幅 員
令和 2 年 12 月 8 日	第 R 0 2 指 道 平 土 0 0 0 0 3 号	(変更前の道路の位置) 高座郡寒川町一之宮 8 -834の 2	メートル 45.50 6.00	メートル 4.20 4.90
		(変更後の道路の位置) 高座郡寒川町一之宮 8 -834の 2 ほか 1 筆の各一部及び 8 -834の 13ほか 7 筆	45.50 6.86	4.20 4.92

訓 令

神奈川県訓令第 1 号

庁 中 一 般
出先機関一般

神奈川県出納職員公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県出納職員公印規程の一部を改正する規程

神奈川県出納職員公印規程（昭和31年神奈川県訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 公印の書体は、てん書体とする。この場合において、「神奈川県」の文字は、別に定めるとおりとする。

附 則

1 この訓令は、公表の日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に使用中の公印は、改正後の第 2 条の規定による公印とみなす。

教育委員会告示

神奈川県教育委員会告示第 1 号

神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第 5 条第 3 項の規定により、令和 2 年 12 月 23 日をもって、次の神奈川県指定重要文化財の指定は解除された。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

種別	名 称	数量	所有者	所 在 地
建造物	旧神奈川県立近代美術館鎌倉館本館	1 棟	宗教法人 鶴岡八幡宮	鎌倉市雪ノ下二丁目 1 番 53 号 鶴岡八幡宮境内

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第 2 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣

同 太 田 眞 晴

同 吉 川 知 恵 子

同 梅 沢 裕 之

同 小 野 寺 慎 一 郎

1 措置の対象となった監査の結果

令和 2 年 12 月 11 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 21 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員

会分5か所に係る5事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務部総務課	令和2年8月7日 (令和2年6月18日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、逋送業務委託契約(長期継続契約、契約総額63,032,112円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに進行すべきところ、同年11月8日に行っていた。	不適切事項については、担当者が事務手続を失念していたこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
交通部交通指導課	令和2年8月7日 (令和2年6月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、連続帳票用高速裁断機の賃貸借及び保守契約(契約額228,935円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに進行すべきところ、同月21日に行っていた。	不適切事項については、契約手続の過程において、契約書の記載内容の確認が不十分であったため、契約書の再作成が必要となり期日に間に合わなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
交通部運転免許本部運転免許課	令和2年8月7日 (令和2年6月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、警察署用小型運転免許証作成機の賃貸借及び保守契約(契約額20,078,846円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに進行すべきところ、同年11月7日に行っていた。	不適切事項については、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による業務進行管理及び確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県戸塚警察署	令和2年9月4日 (令和2年5月18日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、幹部公舎で備品として使用していたテレビ1台(帳簿価額88,200円)について、不用決定を行わないまま処分していた。	不適切事項については、使用者の物品の処分手続に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、物品管理事務手続を周知徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県海老名警察署	令和2年9月4日 (令和2年5月18日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和元年11月分のさがみ野駅前交番の電気料金11,093円の支払に当たり、支出手続を失念したため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息57円及び口座振替割引取消額55円を支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による業務進行管理及び確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

公 告

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和3年1月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和3年1月7日	特定非営利活動法人湘南クラシックアーティストパラダイス	芋川美紀子	鎌倉市扇ガ谷一丁目10番12号	この法人は、湘南在住の音楽家に対して、演奏会の企画や実施に関する事業を行い、演奏家たちに演奏する機会を多く与え、音楽家の育成や、地域の方々にクラシック音楽にもっと親しんでもらう環境作りに寄与することを目的とする。

令和 3 年 1 月 14 日	特定非営利活動法人 エスタシアスポーツ クラブ	上村 洋右	三浦郡葉山町堀内1,892 番地の 1	この法人は、葉山・逗子の地域住民に対して、子供から大人までが生涯スポーツに触れ合うことが出来る機会を提供し、地域の人々のイキイキとした毎日に貢献し、スポーツの振興、健康増進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。
令和 3 年 1 月 15 日	特定非営利活動法人 それぞれ居場所みんな 幸せ	山本 長史	伊勢原市日向496番地	この法人は、知的障がい者やその就業候補企業等に対して、知的障がい者のより望ましい居場所（就労場所）づくりに関する事業を行い、障がい者も周りの健常者も、そして社会もみんな幸せになれる社会（WinWinWin社会）の実現に寄与することを目的とする。
令和 3 年 1 月 15 日	特定非営利活動法人 Book&challenge	城重 信夫	逗子市小坪 5 丁目 17 番 3-401 号	この法人は、主に逗子市及び近隣地域である横浜市、鎌倉市、葉山町、横須賀市、藤沢市の障がい者に対して、障害福祉・地域福祉に関する事業を行い、介護者や子供、地域の人の居場所として、共生社会の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人 の 名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和 3 年 1 月 7 日	特定非営利活動法人 日本コミュニティー ガーデニング協会	小川 穰	大和市上和田1,200	この法人は、あらゆる人々に対して、コミュニティーガーデン（地域社会の公立及び民間の学校ガーデン、公園、コミュニティーセンターや福祉関連施設の庭、市民農園、空き地など）を利用したコミュニティーガーデニング（地域の公園等を地域の住民が自ら大切に作るボランティア精神に基づく美化活動、及び青少年をはじめとする多くの人々が植物とふれあい、自然の大切さを理解し、共存するための活動）の普及、啓蒙、支援事業を行い、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

神奈川県環境影響評価条例第67条第1項の規定により、次のとおり令和3年1月8日に事業者から対象事業を完了した旨の届出がありました。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 対象事業の名称
日産先進技術開発センター建設事業
- 事業者の事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
横浜市神奈川区宝町 2 番地
日産自動車株式会社
代表執行役 内田 誠
- 完了年月日
令和 2 年 12 月 31 日

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により茅ヶ崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 都市計画の種類及び名称
茅ヶ崎都市計画地区計画浜見平地区地区計画
- 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第20条第1項の規定により伊勢原市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 都市計画の種類及び名称
伊勢原都市計画土地区画整理事業伊勢原大山インター土地区画整理事業
- 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第20条第1項の規定により伊勢原市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

伊勢原都市計画地区計画伊勢原大山インターチェンジ周辺地区地区計画

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により伊勢原市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

伊勢原都市計画用途地域

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により伊勢原市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

伊勢原都市計画下水道伊勢原第3号公共下水道

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

令和 2 年 12 月 22 日 付け神奈川県公報定期第 167 号で公告した都市計画公聴会規則第 2 条の規定に基づく次の公聴会は、所定の期間内に公述の申出がなかったので中止します。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

都市計画区域名	都市計画の種類及び名称
綾瀬都市計画区域	綾瀬都市計画区域区分

国土調査法第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査を行った者の名称

横浜市

2 調査を行った時期

平成 29 年 5 月 2 日から令和 2 年 8 月 31 日まで

3 成果の名称

横浜市金沢区釜利谷東六丁目、釜利谷東四丁目、釜利谷東七丁目、釜利谷東八丁目、釜利谷西一丁目、釜利谷西二丁目、釜利谷町の各一部の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

横浜市金沢区釜利谷東六丁目、釜利谷東四丁目、釜利谷東七丁目、釜利谷東八丁目、釜利谷西一丁目、釜利谷西二丁目、釜利谷町の各一部

5 認証年月日

令和 3 年 1 月 21 日

土地区画整理法第103条第1項の規定により、令和元年10月14日に綾瀬都市計画事業深谷中央特定土地区画整理事業の施行者綾瀬市による換地処分がありました。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 1 月 29 日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市柏ヶ谷字瀧ノ本216の1ほか1筆の各一部及び216の5ほか6筆
開発区域の面積	1,209.91平方メートル
開発許可を受けた者の住所	大和市大和南2-2の6
開発許可を受けた者の氏名	有限会社日本ホームカンパニー 代表取締役 新倉 信雄
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 2 年 6 月 5 日 神奈川県指令厚土東第610016号 (令和 2 年 8 月 7 日 神奈川県指令厚土東第610034号)

2

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市今里3-1,205の1ほか1筆の各一部
開発区域の面積	565.62平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市今里3-18の25
開発許可を受けた者の氏名	三田 勝巳
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 2 年 1 月 16 日 神奈川県指令厚土東第610092号 (令和 2 年 11 月 4 日 神奈川県指令厚土東第610048号)

3

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市寺尾台2-2,233の2ほか10筆及び2-2,233の26の一部
開発区域の面積	1,212.66平方メートル

開発許可を受けた者の住所	厚木市山際983の5
開発許可を受けた者の氏名	株式会社永和ハウジング 代表取締役 穴井 浩司
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 7 月 13 日 神奈川県指令厚土東第610028号